

海軍公報

(部内限) 第四千二百三十二號

昭和十七年十一月二日(月)

海軍大臣官房

○令 達

官房第六四二〇號

賞分ノ間練習兵ノ二等兵ヨリ一等兵ヘノ進級ハ海軍兵
進級規則第三條第一項ノ規定ニ拘ラズ同期入團ノ他ノ
志願兵(普通科機雷水中測的練習生、普通科信號練習生、普通科
電信術練習生、普通科工作術練習生又ハ普通科看護練習生
者ヲ除ク)ト同時期ニ實施スルモノトス

昭和十七年十一月二日

海軍大臣

官房機密第一三五八六號

昭和十六年官房機密第九三二六號中左ノ通改正ス

昭和十七年十一月二日

海軍大臣

別表第一中

軍衣袴	一	一	一
軍衣袴	二	一	ニ改ム

別表第二中

夏襦袢	五	夏襦袢	三
-----	---	-----	---

ニ改ム

(参照) 昭和十六年官房第九三二六號ハ海軍生徒候補生被服給與
定數ノ件ナリ(昭和十六年十月九日海軍公報(部内限))

○通牒

兵備機密第二九九二號

昭和十七年十月三十一日

海軍省兵備局長

關係各廳長殿

軍需屑ゴム及再生ゴム處理ニ關スル件通牒

首題ノ件昭和十七年度第三四半期以降別紙海軍軍需屑
ゴム及再生ゴム處理要領ニ依ルコトニ致候條可然取計
相成度

(別紙)

海軍公報(部内限) 第四千二百三十二號

昭和十七年十一月二日

一一五三

1307

海軍軍需局ゴム及再生ゴム處理要領

- 一 軍需生ゴムノ配給ヲ受ケタル民間受註工場ニ於テ加工ノ際生ジタル屑ゴムハ日本再生ゴム材料卸商業組合聯合會ニ賣却セシムルモノトス
- 二 右ノ場合ニ於テ民間受註工場ガ自家再生ゴム製造設備ヲ用ヒテ軍需再生ゴムヲ製造セントスル場合ハ其ノ所要數量ヲ主務部局經由兵備局ニ届出シムルモノトシ兵備局ハ右届出數量ヲ商工省ニ通知スルモノトス(商工省ハ省令ニ依ル購入票發行ノ手續ヲトス)
- 三 軍需再生ゴムハ物動計畫ノ範圍内ニ於テ一般ノゴム配給手續ニ依リ日本再生ゴム工業組合聯合會ヲシテ供給セシムルヲ原則トス
但シ特別ノ事情ニ依リ再生ゴム自家製造設備アル工場ニ對シ海軍各廳ヨリ發生セル屑ゴムヲ配給セントスル場合ハ當該工場ヨリ配給證明書正一通副三通ヲ主務部局經由兵備局ニ送付ス兵備局ハ之ヲ商工省ニ通知スルモノトス(商工省ハ當該工場ニ直接購入票ヲ發行ス)
- 四 海軍各廳ニ於テ古タイヤ、古ホース等ノ屑ゴム類ヲ處分セントスル場合モ可及的第一號ニ依ルモノトス

兵備二機密第九九三號

昭和十七年十月三十一日

海軍省兵備局長

關係各廳長殿

還送生ゴム取扱ニ關スル件通牒

首題ノ件爾今別紙還送生ゴム(民間工場)交附品取扱要領ニ依リ處理ノコトニ致候條可然取計相成度

(別紙)

還送生ゴム民間工場交付品取扱要領

- 一 海軍各廳ニ於テ還送生ゴムヲゴム配給統制規則ニ依ル護謄統制團體(以下統制團體ト稱ス)所屬工業者ニ直接交付ヲナシタル場合ハ其ノ工業者名、數量等ヲ統制團體ニ通達スルモノトス
- 二 海軍各廳ヨリゴムノ交付ヲ受ケタル工業者ハゴム配給統制規則第四條ノ二ノ規定ニ依リ別紙様式ニ依ルゴム委託製造加工承認申請書ニゴムノ交付ヲ受ケタル應ノ証明ヲ受ケ之ヲ統制團體ニ提示シ承認ヲ受クルモノトス
- 三 統制團體ハ前項ニ依ルゴム委託製造加工承認書ヲ

受理シタルトキハ第一項ニ依ル軍ノ通達ト照合ノ上
承認スルモノトス

(別紙添)

海人機密第一一八號

昭和十七年十一月二日

海軍省人事局長

關係各所屬長官殿

海軍人事部ニ於テ處理スベキ海軍徵備船舶
船員ノ身上取扱ニ關スル件依命申進

首題ニ關シテハ海軍徵備船舶船員身上取扱規則第四條
ノ規定ニ依リ處理セラレ居リ候處從來種々ノ經緯ニヨ
リ之ガ取扱齊一ヲ缺ク點有之ヤニ見受ケラレ候ニ付テ
ハ海軍人事部ニ於テ處理スベキ海軍徵備船舶船員
ノ人事(主トシテ補充交代死歿者ノ遺族トノ連絡)等
ハ該徵備船舶ノ徵備種別ノ如何ニ拘ラズ所管鎮守府ノ
海軍人事部ニ於テ關係各海軍人事部ト緊密ナル連絡ノ
下ニ之ヲ取扱フコトト了知相成度右依命申進ス

經校第三八九號ノ三七

昭和十七年十月二十六日

海軍經理學校

海軍公報(部内限)第四千二百三十二號

昭和十七年十一月二日

一一五五

關係各部御中

宿泊ニ關スル件

從來各部練習生等行軍演習ノ爲上京ノ場合本校ニ宿泊
方依頼セラレ居リタル處最近收容人員激增ノ爲校內極
メテ狹隘トナリ十一月以降當分ノ間要望ニ應ジ難キ狀
況ニ付了知相成度

○辭令

(各通)

事務員 岩下 敬二

同 益田 政彦

第六海軍軍用郵便所員ヲ免ス(計四海軍省)

同 山田 三好

第六海軍軍用郵便所員ヲ免ス(計五同)

同 比嘉 仁靜

第六海軍軍用郵便所員ヲ免ス(計四同)

氣象技師 福田 喜代志

第四艦隊司令部附ヲ免シ第八艦隊司令部附ヲ命ス
(計四同)

○雜款

1309

○永久服役
左記ノ者ハ十一月一日海軍武官服役令第八條ノ規定ニ
依ル現役ニ服セシメラル

記

海軍技術大尉

島津 矩久 千村 幸男 久野 精一郎 古屋 正彦 杉山 治吉 御所 讓一 秋宗 米雄 長田 一潔 石川 洋一 安部 慶一 南部 昌次郎 藤田 崇治 水野 博敏 島上 博 井上 勇 岡田 正英 秋山 嘉一 山本 正一 杉山 嘉一 村上 嘉一 中川 敏太郎

海軍技術中尉

菅谷 保三 山田 勝氣 三好 清 吉村 英輔 大本 喜一 高宮 脩三 諏訪 安定 黒川 敏之 藤平 右近 重松 恒信 山崎 國夫 丸毛 太郎 志熊 平治 菅原 成徳 渡邊 文雄 工藤 哲二 松成 良英 但馬 利夫 小宮 隆三 桂井 清吉 曾禰 寛三 前田 正男 郡田 忠夫 古閑 忠夫

上野金二郎 大高 長岡 內田 宮崎 山南 宮本 有角 村岡 横森 宮寺 宮田 梅村 吉高 平忠 土田 土屋 泉條 南島 田島 庄下 中下 柳山 星野 齋藤 正郎

○郵便物發送先 自今左ニ依リ發送相成度 神奈川縣高座郡綾瀬村深谷 相模野海軍航空隊氣付 (第十八聯合航空隊) 千葉縣館山郵便局氣付 海軍堀内部隊 (横須賀鎮守府第一特別陸戰隊)	○開隊 横須賀海軍經理部霞ヶ浦支部ハ十一月一日茨城縣稻敷郡阿見村(霞空前)ニ開隊事務ヲ開始セリ	○開隊 舊横須賀海軍航空隊相模野分遣隊ハ相模野海軍航空隊ノ名稱ヲ以テ十一月一日獨立開隊セリ (相模野海軍航空隊)	同 同 同 同 同 同 同 同 敷島 正夫 長谷川 哲夫 土屋 義人 川西 幸治 栗山 廣一 二階堂 漸 麻生 正
---	---	--	---

○移轉

中ノ關海軍通信學校（假稱）設立準備委員事務所ハ十一月一日防府市中ノ關町山手南會館内ニ移轉セリ
追テ郵便物ハ同館内安川大佐事務所宛

冲鷹艦裝具事務所ハ十一月一日艦内ニ移轉セリ

(別紙)

(昭和十七年十一月二日海軍公報(部内限))

ゴム委託製造加工承認申請書

昭和 年 月 日

受託者(海軍)

受託者(工場名
海軍
代表者)

商工省令第二十三號ゴム配給統制規則第四條ノ二ノ規定ニ依リ下記ノ通委託製造加工可致候

用途別		受託數量	証
ゴム種類及銘柄		受託製品 納入期日	昭和 年 月 日

上記ノ通承認候也

昭和 年 月 日

日本護謨工業組合聯合會

(限 内 部)

海軍公報

(部内限)第四千二百三十三號

海軍大臣官房

昭和十七年十一月四日(水)

○ 令 達

官房第五九一七號ノ五

官房第四三五九號ニ依ル第十一海軍軍用郵便所ハ十月二十日ヨリ事務ヲ開始ス

昭和十七年十月二十日

海軍大臣

(参照) 七月十四日本欄

官房第五五〇九號ノ二

昭和十七年官房第五五〇九號中左ノ通改正ス

昭和十七年十一月一日

海軍大臣

第二號通常物品出納命令官、通常物品會計官吏及通常物品取扱主任ノ區分中海軍航空本部ノ項出納命令官ノ欄「總務部第二課長」ヲ「會計部長」ニ、同項會計官吏ノ欄「總務部勤務ノ高等官タル職員」ヲ「會計部勤務ノ高等官タル職員」ニ改ム

官房機密第一三五五三號

本年十一月一日海軍航空隊名竝ニ特設航空隊名改正施行ノ際現ニ同隊ノ職員タル者ハ特ニ發令セラルルモノノ外別ニ辭令ヲ用ヒズシテ新海軍航空隊名又ハ新特設海軍航空隊名ノ各相當職員ニ補命セラレタル義ト心得ベシ

昭和十七年十一月一日

海軍大臣

官房機密第一三五五四號

本年十一月一日現在海軍航空本部ノ各部部員タル者ハ特ニ發令セラルルモノノ外別ニ辭令ヲ用ヒズシテ海軍航空本部部員ニ補セラレタル義ト心得ベシ

昭和十七年十一月一日

海軍大臣

海軍公報(部内限)第四千二百三十三號

昭和十七年十一月四日

一一五九

1314

官房第六四一〇號

報國號飛行機命名式左ノ通施行ス

昭和十七年十一月二日

海軍大臣

一 命名式舉行日時、場所

日時 昭和十七年十一月四日（水曜日）一三〇〇
場所 共立講堂

二 命名スベキ飛行機番號、名稱、機種、獻納者氏名

報國番號	名	稱	機	種	獻納者氏名
第一〇〇四號	全日本	第五三號	陸上攻撃機	朝日新聞社	
第一〇〇五號	全日本	第五四號			
第一〇〇六號	全日本	第五五號			
第一〇〇七號	全日本	第五六號			
第一〇〇八號	全日本	第五七號			

三、命名式主務廳 海軍省軍務局
四 命名式委員長 海軍省軍務局第四課長

○ 通 牒

官房第六四四七號

昭和十七年十一月四日

海軍省副官

各廳長殿

郵便物ノ宛先表記ニ關スル件照會

南方諸地域ニ向ケタル軍事郵便物ニシテ「臺北郵便局氣付」ノミ肩書シ宛先地ノ記載ナキモノヲ差出ス向有之爲臺北郵便局ニ於ケル處理困難ナルノミナラズ延テハ右郵便物ノ送達ヲ遲延或ハ不能ニ陷ラシムル虞アルニ付テハ自今昭和十七年一月二十九日海軍公報（部内限）別冊「郵便物取扱ニ關スル例規」所定ノ區別符文ハ最寄海軍軍用郵便所ヲ必ズ明記スル様取計相成度

海人機密第一號ノ三七〇

昭和十七年十一月二日

海軍省人事局長
海軍省經理局長

關係所轄長殿

飛行豫科練習生教程終業者中一時殘留セシムル者ノ人事取扱及諸給與ニ關スル件
申進

飛行豫科練習生教程ヲ終業シタル者ノ中飛行練習生ト

ナル迄ノ間一時練習航空隊ニ殘留セシムルモノノ人事
取扱及諸給與ニ關シテハ飛行豫科練習生ニ準ジ處理ス
ルコトニ定メラレ候

追テ昭和十六年海人機密第一號ノ一四一ハ自然消滅
ノ義ト了知相成度

(參照) 昭和十六年六月九日本欄

經豫第三號ノ五七一

昭和十七年十月三十一日

海軍省經理局長

關係各支出官、資金前渡官更殿

日本銀行代理店設置ノ件通知

今般國庫事務ヲ取扱フ日本銀行代理店ヲ九龍ニ設置昭
和十七年十一月一日ヨリ之ガ事務ヲ取扱フコトト相成
候

經校第一五一號ノ一〇

昭和十七年十月二十九日

海軍經理學校副官

關係所轄長殿

卒業式ニ參列ノ件照會

來十一月十四日本校第三十二期生徒及第七期、第八期

海軍公報(部内限) 第四千二百三十三號

昭和十七年十一月四日

一一六二

補修學生卒業式並ニ第二十二期選修學生修業式舉行相
成候ニ就テハ勤務ニ差支ナキ限リ第七期、第八期補修
學生卒業者及第二十二期選修學生修業者參列方取計相
成度
追テ準備ノ都合有之ニ付十一月八日迄ニ當日參列可
能者官氏名通知相成度

○ 辭 令

(各通)

遞信局 大木 助一
貯金局書記 衛藤 武男

第一海軍軍用郵便所員ヲ命ス(計二名海軍省)

海軍中佐 伊藤 泰介

海軍武功調査委員ヲ命ス

支那事變從軍記章授與調査委員ヲ命ス(計四名同)

海軍大尉 河合 秀男

特務班班員ヲ命ス(八名軍令部)

海軍主計中尉 木村 久雄

第三部長ノ命ヲ承ケ服務スヘシ(九名同)

軍令部出仕海軍少佐 重村 實

第三部第七課勤務ヲ命ス(九名同)

海軍主計大尉 櫻内 武士	
第三部勤務ヲ命ス(以上同)	
軍令部部員海軍中佐 和智 恒藏	
第四部第九課兼第三部勤務及特務班班員ヲ命ス	
軍令部出仕海軍機關少佐 浦田 喜富	
(各通)	
同 與倉 三四三	
第三部勤務ヲ命ス	
軍令部出仕海軍大尉 野口 新逸	
第三部第六課勤務ヲ命ス(以上同)	
軍令部出仕海軍少佐 大槻 俊一	
第一部第十二課勤務ヲ命ス	
同 中川 實	
第二部第三課勤務ヲ命ス	
軍令部出仕海軍機關中佐 小林 儀作	
第二部第四課勤務ヲ命ス	
同 福岡 武	
第三部第八課勤務ヲ命ス	
軍令部出仕海軍機關少佐 久保 徳男	
第二部第四課勤務ヲ命ス(以上同)	
海軍少佐 手島 勇雄	
兼報道部第一課勤務ヲ命ス	

海軍大尉 河合 秀男	
參謀部特務班班員ヲ命ス(以上大本營海軍部)	
海軍中佐 和智 恒藏	
通信部第九課兼第十一課勤務及參謀部特務班班員ヲ命ス	
海軍大尉 野口 新逸	
參謀部第三部第六課勤務ヲ命ス(以上同)	
海軍主計少佐 岩崎 喜利	
第八艦隊司令部附職員ニシテ東京ニ滞在勤務スル者ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス(以上支出官 海軍省經理局長)	
海軍大尉 兼本 正二(呂〇三)	
呂號第二百二潜水艦審議委員ヲ命ス	
海軍大尉 折田 善次(呂〇三)	
呂號第二百二潜水艦審議委員ヲ免ス(以上海軍艦政本部)	
海軍大佐 堀江 義一郎(艦 本)	
海軍中佐 田中 正雄(同)	
海軍少佐 川又 政信(同)	
海軍豫備大尉 大塚 吾郎(怒和島)	
(各通) 海軍技師 石橋 福次(艦本盛)	

同 大野 英雄(同)
同 小野寺 廣介(同)

敷設艇怒和島審議委員ヲ命ス(附同)

海軍技師 工藤 慶策

第二部第三課勤務ヲ命ス(附水路部)

海軍中佐 寶來 邦太郎

第三部第七課勤務ヲ命ス(附同)

海軍公報(部内限) 第四千二百三十三號

昭和十七年十一月四日

一一六三

1318

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 號外

昭和十七年十一月四日(水)
海軍大臣官房

○ 雜 款

出征軍人軍屬及在支警察官並其遺族等慰問金豫出明細表(八月分)
一金七千貳百六拾圓八拾六錢也

内 譯

應 名	金 額	應 名	金 額	應 名	金 額	應 名	金 額
海軍大臣官房	五三〇〇	海軍省教育局	六〇九三	海軍航空本部	二八六〇	水路部	一六八六〇
海軍省調査課	三五八三〇	軍需局	九三六九〇	海軍施設本部	一七九七〇	海軍技術研究所	三七九〇〇
同 電信課	二七七〇	同 醫務局	三〇〇〇	南方政務部	九七〇〇	海軍大學校	六六三〇
海軍文庫	四七四〇	同 經理局	一九三四〇	海軍運輸部	三六八〇	海軍軍醫學校	一六五五〇
海軍省軍務局	一七六七〇	同 法務局	三三五〇	東京地方海軍運輸部	六〇〇〇	海軍經理學校	一三五九〇
同 兵備局	九八六〇	軍令部	四四四〇	東京海軍監督官事務所	八五五〇	橫須賀鎮守府軍法會議	一八三五〇
同 人事局 (含武功調査)	一〇二〇〇	海軍艦政本部	七四三八二〇	待從武官府	一三〇〇〇	橫須賀海軍艦船部	八二〇〇

海軍公報 (部内限) 號外

1319

11

1320

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第四千二百三十四號

昭和十七年十一月五日(木)

海軍大臣官房

○通牒

軍務一機密第八一四號

昭和十七年十一月一日

海軍省軍務局長

關係廳長殿

新任士官ノ敬禮等指導ニ關スル件申進

近時新任及應召士官ノ急増ニ伴ヒ其ノ敬禮等ニ於テ適良ナラザルモノ尠カラザルヤニ見受ケラルル處今次制度改正ニ伴ヒ不日更ニ多數ノ技術科士官等新任セラルル豫定ニ付此ノ際此等士官ノ敬禮等ニ關シ特ニ指導相成度

尙學校、海兵團等ニ於テハ所在各部ノ要望ニ應ジ指導ニ當ルベキ特務士官、准士官、下士官等派遣ノコトニ取計相成度

軍務一機密第八二〇號

昭和十七年十一月四日

關係廳長殿

海軍省軍務局長

砲兵裝試驗成績表處理ニ關スル件通知
兵器造修規則第二百二十六條ニ依リ處理スベキ砲兵裝試驗成績表中艦艇長、特務艦長又ハ防備隊司令(特務艇ノ場合)ニ交付スベキ成績表ハ海軍徵備船(特設艦船ヲ除ク以下做之)商船等ニ在リテハ自今左記ニ依リ處理ノコトニ定メラレ候

記

一 監督官乗船ノ海軍徵備船ニ在リテハ監督官ニ交付ス

二 監督官乗艦セザル海軍徵備船商船等ニ在リテハ交付セズ

海人機密第一號ノ三六九

昭和十七年十月三十一日

内令提
要登載

海軍省人事局長

各鎮守府參謀長殿

海軍公報(部内限) 第四千二百三十四號

昭和十七年十一月五日

一六五

1321

海軍ニ召集ノ補充兵ニ對スル人事取扱ニ
關スル件申進

首題ノ件左記ノ通定メラレ候

記

一 第一補充兵

補充兵籍編入後召集令達迄ノ間ニ本籍ヲ他所管ニ轉
ジタル者ニ對シテハ速ニ兵籍ヲ移管シ新ニ兵籍ヲ管
轄スル鎮守府ニ於テ召集令達スルモノトス此ノ場
合海軍大臣ノ定ムル所ノ鎮守府別召集人員ハ別ニ令
ナクシテ之ヲ彼此増減ス

二 第二補充兵(海軍ノ兵籍ニ在ル者ヲ除ク)

(イ) 本人ニ對スル召集令達ハ陸軍ニ於テ之ヲ行ヒ
海軍大臣指定ノ日時ニ應召員ヲ夫々各鎮守府ノ海
兵團ニ參著セシム

(ロ) 應召員參著時ニ於ケル身體検査合格者ハ之ヲ海
軍兵籍ニ編入シ海軍大臣令達ノ兵種別召集人員ニ

應ジ兵種ヲ決定スルモノトス

身體検査ノ結果ニ依リ海軍大臣令達ノ兵種別要員
ヲ充足シ得ザル場合ハ兵種別令達人員ハ之ヲ彼此
増減スルコトヲ得

(ハ) 鎮守府司令長官ハ海軍人事部長ヲシテ海軍兵籍
ニ編入シ得ザル者ニ就キ之ガ事由(第二補充兵壯
丁名簿其ノ他關係書類ヲ添付)ヲ速ニ當該聯隊區
司令官ニ通報セシムルモノトス

經豫機密第三號ノ一一五

昭和十七年十一月四日

海軍省 經理局長

關係所 轄長
關係係 支出官 殿
關係係 金前渡官吏

ルビト軍票ノ使用取扱ニ關スル件申改正
ノ件通牒

ビルマニ於ケル固有補助通貨ノ單位改訂ニ伴ヒ本年經
豫機密第三號ノ二八通牒中第五號ヲ左ノ通改正十月十
五日ヨリ實施ノコトト相成候

記

五 ビルマニ於テ昭和十七年九月十五日公布ノ「ビル
マ貨幣調整令」ニ定ムル固有補助通貨ノ單位名稱ヲ
使用スル場合ノ邦貨、新舊固有補助通貨並ニ小額軍
票ノ換算率ハ左ノ如シ

邦貨	小額軍票	貨幣調整令ニ依ル新補助通貨	舊補助貨
五十錢	ルビー軍票	五十セソツ	八アンナ
二十五錢	同 四分ノ一	二十五セソツ	四アンナ
十錢	ドル軍票	十セソツ	二アンナ
五錢	同 五セソツ	五セソツ	一アンナ
一錢	同 一セソツ	一セソツ	一バイ
		半セソツ	半バイ

○ 辭 令

南洋廳氣象臺技手 八月朔日一郎
第四艦隊司令部附ヲ命ス(九月十四日 海軍省)

第四艦隊司令部附ヲ命ス(九月十四日 同) 竹之内 正

第十海軍軍用郵便所長ヲ免ス(九月十四日 同) 通信事務官 石井榮次郎

○ 雜 款

海軍公報 (部内限) 第四千二百三十四號

昭和十七年十一月五日

一一六七

○郵便物發送先
自今左ニ依リ發送相成度

神奈川縣橫須賀市田浦郵便局氣付
(追濱海軍航空隊)

佐世保郵便局經由 (軍事郵便)
第四十一海軍軍用郵便所氣付

橫須賀郵便局氣付
(海 城 丸)

吳郵便局氣付
(水 雷 艇 眞 鶴)

橫須賀殘務整理班内 橋本主計少尉
(第三十六號驅潛艇)

追テ第八昭南丸、第十拓南丸宛ノモノハ第五十七
驅潛隊ニ送付相成度
(第五十八驅潛隊殘務整理員)

○開隊
十一月一日追濱海軍航空隊開隊セリ

○事務開始
第十四聯合航空隊司令部ハ十一月一日高雄海軍航空隊
内ニ於テ事務ヲ開始セリ

○事務所撤去

呂號第百一潜水艦艇裝員事務所ヲ十月三十一日撤去セ

ツ
追テ郵便物ハ吳郵便局氣付

第三十七號驅潜艇艇裝員事務所ヲ十月三十一日撤去セ

リ
追テ郵便物ハ吳郵便局氣付第三十七號驅潜艇艇宛發送
相成度

第六水雷戰隊殘務整理事務所ヲ十月三十一日撤去セリ

(限 内 部)

海軍公報

(部内限)第四千二百三十五號

海軍大臣官房

昭和十七年十一月六日(金)

○ 令 達

官房第五一四一號ノ二

海軍諸例
則登載

昭和十七年官房第五一四一號中左ノ通改正ス

昭和十七年十一月五日

海 軍 大 臣

第四號中「海軍港務部」ノ下ニ「海軍航路部」「海軍政府、海軍民政部、海軍氣象部、地方海軍運輸部」ヲ加フ

(昭和十七年八月二十五日海軍公報(部内限)参照)

○ 通 牒

海人第一號ノ二二九

昭和十七年十一月二日

海軍諸例
則登載

海軍省人事局長

關係廳長殿

海上勤務ニ關スル件申進

海軍公報(部内限)第四千二百三十五號

昭和十七年十一月六日

一一六九

武裝商船ニ乗組中ハ服役期間及停年計算規則第五條第三號ノ規定ニ準ジ海上勤務ト爲スコトニ定メラレ候

追テ履歷書(表)ニハ「海上勤務」タルコトヲ明記シ海軍准士官以上履歷書及身上取扱規則第七條又ハ海軍下士官兵身上取扱規則第八條ノ規定ニ依リ處理相成度

經物第一八七號

昭和十七年十月二十八日

海軍省經理局長

關係各廳長殿

前金拂又ハ概算拂契約相手方ニ關スル件
通知

經物第一三五號第一第二項ニ依ル首題ノ件左記ノ通承
認致候

記

會 社 名	所 在 地
合名會社坂井鐵工所	東京市葛飾區小谷野町二六一

日本蒸溜工業株式會社	東京市澁谷區千駄ヶ谷四丁目四〇
高山耕山化學陶器株式會社	京都市下京區朱雀寶藏町二〇
壽電氣工業株式會社	東京市本所區東兩國二丁目五
影山和務市 （影山工務店）	東京市淺草區松葉町四五
株式會社齋藤貞二工場	東京市澁谷區幡ヶ谷原町九一
合資會社竹村工務所	東京市神田區駿河臺二丁目六
合名會社太田鐵工所	東京市蒲田區北糺谷町二二三
谷川子之助 （谷川電機製作所）	東京市小石川區春日町二丁目一八
東京製鐵株式會社	東京市足立區千住關屋町四六
株式會社谷口合金所	大阪府東淀川區田川通六丁目一五
株式會社第一バルブ製作所	大阪府港區北境川町二丁目三五
大和機械株式會社	東京市深川區枝川町二丁目一
株式會社朝鮮機械製作所	京都市長谷川町二（富士ビル）
東洋高壓工業株式會社	東京市日本橋區室町二丁目一ノ一
大熊繁太郎 （大熊鐵工所）	大阪府港區三先町四丁目八一

經決第一〇七號

昭和十七年十月三十日

海軍省 經理局長

各海軍經理部長
各特設海軍經理部長 殿獲得物件及捕獲品中ノ通貨及金銀塊等ノ
處理ニ關スル件通牒獲得物件及捕獲品中ノ通貨及金銀塊並ニ獲得物件ヲ處
分シテ得タル對價ハ左記ニ依リ處理相成度

記

一 沒收品、戰利品及捕獲品中ノ通貨及金銀塊並ニ沒

收品及戰利品ヲ處分シテ得タル對價

(イ) 金屬（金及銀）貨幣及金銀塊

大阪海軍經理部經由大阪造幣局ニ又ハ海軍省經理
局經由大阪造幣局東京出張所ニ輸納シ產金買上規

則ニ依リ金資金特別會計ニ賣却スルコト

(ロ) 金屬（金及銀以外ノモノ）貨幣及紙幣

成ルベク前渡資金ニ振替ノ上現地ニ於テ利用スル

コト
 現地ニ於テ利用スルヲ困難トスルカ又ハ不能ノ場
 合ニ於テハ海軍省經理局又ハ内地所在ノ海軍經理
 部ニ送付スルコト
 (ハ) (イ)ニ依リ處理スル場合ハ戰利品等取扱規程第十
 條ノ規定ニ準ジ明細書二通ヲ調製シ其ノ一通ハ現
 品ト共ニ造幣局ニ他ノ一通ハ海軍省經理局ニ送付
 スルコト
 (ニ) 賣却ニ依リ生ズル歳入金ハ之ヲ臨時軍事費特別
 會計ノ歳入トシテ整理ノコトトシ歳入徴收官海軍
 省經理局長ニ於テ徴收スルコト
 戰利品等取扱規程第十條第二項ノ規定ニ依リ振替
 フ爲シタルトキハ其ノ手續ヲ爲シタル海軍經理部
 又ハ海軍省經理局ニ於テ之ヲ臨時軍事費特別會計
 ノ歳入トシテ納付スルコト
 内地ニ送付セラレタル金屬(金及銀以外ノモノ)
 貨幣ヲ部内ニ於テ地金トシテ利用スル場合ハ當該
 貨幣ノ送付ヲ受ケタル海軍省經理局又ハ海軍經理
 部ニ於テ工廠資金會計等ニ賣拂ヒ前項ニ準ジ歳入
 ニ納付スルコト
 内地ニ送付セラレタル紙幣ハ國庫ニ納入ス

二 押收物件中ノ通貨及金銀塊竝ニ押收物件ヲ處分シ
 テ得タル對價
 (イ) 海軍經理部(特設海軍經理部ヲ含ム以下同ジ)
 ニ於テ保管シ又ハ最寄ノ確實ナル本邦銀行ニ保管
 ヲ委託シ若クハ預ケ入ルルコト
 預金利子ハ元本ニ繰入レ其ノ計算ヲ明ナラシメ置
 クコト
 (ロ) 沒收ト確定セラレタルモノハ一ニ依リ處理スル
 コト
 (ハ) 權利者ニ返却スベキモノハ元本(保管ノ爲特ニ
 要シタル費用ハ之ヲ控除ス)ハ之ヲ返却シ利子ハ
 沒收品中ノ通貨ニ準ジ處理スルコト
 三 海軍經理部長ハ毎年十二月一日現在ニ於テ保管中
 ノ通貨及金銀塊ニ付別紙様式ニ依リ報告スルコト
 (備考) 昭和十六年二月一日經席第二號ノ九ハ自然消
 滅トス
 (別紙添)

海軍公報(部内限) 第四千二百三十五號

昭和十七年十一月六日

一一七一

關係各廳長殿

海軍省軍需局長

軍需機密第一四七號ノ四

昭和十七年十一月六日

1327

通信長主管艦營需品（軍鳩）並ニ所要需品ノ處理ニ關スル件照會

本年軍需機密需第一四七號ヲ以テ照會致置キ候首題艦營需品（軍鳩）其ノ他所要需品ノ處理ニ關シテハ爾今左記ノ通ト了知相成度

追テ昭和十七年軍需機密需第一四七號ノ二ハ之ヲ廢止致候

（記）

軍鳩及所要艦營需品（飼料及直買品ヲ除ク）ハ横須賀海軍軍需部ノ一手購買トシ次ノ通處理スルモノトス

（イ）軍鳩

横須賀海軍軍需部ヨリ直接請求應ニ送付供給ス但シ同部所管以外ノ部隊ニ在リテハ其ノ請求書ヲ所管（所屬）海軍軍需部經由トシ尙之ガ整理ニ關シテハ一般艦營需品ト同様ノ手續ヲ爲スモノトス

（ロ）軍鳩以外ノ艦營需品（飼料及直買品ヲ除ク）

適宜保管轉換ノ上所管（所屬）海軍軍需部ヨリ供給ス

（ハ）飼料ハ各海軍軍需部ニ於テ調達供給スルモノトス

○ 辭令

海軍施設本部ニ於ケル土木建築業務ヲ囑託ス（付加）
（海軍省）

（各通）

東京帝國大學教授 小倉 進平
東京帝國大學助教授 辻村 太郎
東京外國語學校教授 朝倉 純孝
同 蒲生 禮一

海軍省事務ヲ囑託ス（付加）同

臺灣總督府農業試驗所
技師兼臺灣總督府技師
同

（各通）

臺北帝國大學附屬
農林專門部教授 島居 崧
臺灣産業技師 古城 坤三
林 四郎

海南海軍特務部ニ於ケル業務ヲ囑託ス（付加）同

海軍豫備機關少尉 犬伏 萬平
南西方面艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託ス

寺部 俊次

南西方面艦隊司令部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千四百貳拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス（以上九項同）

支那方面艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(九月同)	山崎 眞一郎
海軍省南方政務部ニ於ケル事務ヲ囑託ス	佐藤 秋次郎
但シ報酬年額千參百六拾八圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(九月同)	
參千圓	大久保 清
(各通) 貳千四百圓	田代 恒助
貳千參百參拾圓	石本 輝成
第四艦隊ニ於ケル業務囑託ヲ解キ第八艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託ス	
但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(九月同)	安藤 次郎
支那方面艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(九月同)	菊地 千任
第四艦隊齒科治療業務ヲ囑託ス	
但シ報酬年額千八百貳拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス	鯨島 宗壁
海南警備府ニ於ケル業務囑託ヲ解ク	
支那方面艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス	大島 豐彦
海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(以上同)	千馬 末雄
大阪地方海軍運輸部ニ於ケル事務囑託ヲ解キ海軍運輸部ニ於ケル事務ヲ囑託ス	野村 正治
但シ報酬年額千參百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(九月同)	中 喜代一
第三南遣艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(九月同)	專賣局部長 相馬 敏夫
海軍省事務囑託ノ報酬トシテ金六拾圓ヲ贈與ス	
海軍省事務囑託ヲ解ク(九月同)	原 鴻太郎
南西方面艦隊民政府ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス	古村 令治
第一南遣艦隊ニ於ケル業務囑託ヲ解キ南西方面艦隊	

ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

本田 敬之

第二南遣艦隊ニ於ケル業務囑託ヲ解キ南西方面艦隊
ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

前田 柳一

第三南遣艦隊ニ於ケル業務囑託ヲ解キ南西方面艦隊
ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

人見 芳夫

千田 貞雄

澁谷 常紀

池田 鹿之助

皆川 順

篠原 善晴

難波 治

宇都宮 要

野本 茂

中井 俊雄

有松 久吉

鈴木 謙

遠藤 榮一

(各通)

海軍省事務兼第二南遣艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク

(各通)

國澤 陸郎

清水 嘉太郎

倉本 茂

瀧山 三馬

宇都宮 米一

公平 戡彦

薦田 勝

原 俊一

柴田 耕作

今川 清次

増田 質郎

山下 一

平澤 健造

田中 賢

山本 副治

吉良 清

橋本 英信

近藤 幸三

宮元 實

海軍省事務囑託ヲ解ク(以上各通)

氣象技手

(各通)

第八艦隊司令部附ヲ命ス

(各通)

第四艦隊司令部附ヲ命ス(以上各通)

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jacar.go.jp>

但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上ニ同)

(各通)

朝鮮總督府道警視 石渡信太郎
同 安西謙次
同 田浦敏明

鎮海警備府ニ於ケル通商保護事務ヲ囑託ス

(各通)

司法書記官 小川太郎
同 長部謹吾

海軍施設本部ニ於ケル土木建築事務ヲ囑託ス

(各通)

同 安達勝清
典獄 東邦彦

海軍施設本部ニ於ケル土木建築事務ヲ囑託ヲ解ク

服部平四郎

海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

香月英一

鎮海警備府ニ於ケル事務ヲ囑託ヲ解ク

神尾精二

第一海軍航空廠ニ於ケル海軍共濟組合事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千貳百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

島本熊一郎

鎮海海軍需部ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

遇トス

山内久彌
南西方面艦隊民政府ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

伊藤仁一

第二南遣艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

柳井稔

第二南遣艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託ヲ解ク

大原徳太郎

南西方面艦隊民政府ニ於ケル事務ヲ囑託ヲ解ク

大森四郎

南西方面艦隊ボルネオ民政部ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

村尾次郎

霞ケ浦海軍航空隊ニ於ケル業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額六百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

吉原義彦

霞ケ浦海軍航空隊ニ於ケル業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千八百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

石川 巖
鎮海警備府ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

岩田 良美
第十一海軍航空廠總務部ニ於ケル事務ヲ囑託ス
但シ報酬年額千參百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

工藤 六三郎
地方警視
大湊警備府ニ於ケル業務ヲ囑託ス

稻熊 省吾
特設海軍燃料廠補給部ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

栗野 留之助
地方警視
舞鶴鎮守府ニ於ケル通商保護業務ヲ囑託ス

(各通)
元良 信太郎
牛丸 福作
玉井 喬介
小川 嘉樹
赤羽 良淳
登原 剛藏
川森 圓次郎

海軍ニ於ケル造船造兵業務囑託ヲ解ク

清水 菊平
渡邊 賢介

(各通)

芹川 正直
古賀 繁一
馬場 熊男
川良 武次
笹原 徳治
川内 順造
濱本 博登
小山 秀太郎
竹澤 五十衛
泉山 直三郎
吉田 仁一郎
田中 弘
東平 彌三郎
梅本 源吉
片岡 重吉
梶山 司治
大島 恒次
喜多 喜久一

海軍ニ於ケル造船業務囑託ヲ解ク

松下 壹雄

(各通)

海軍ニ於ケル造機業務囑託ヲ解ク

山崎 具岐
茨木 金造
西橋 治雄
沖田 喜代松
石井 文雄
木村 健次
郡 弘道
肥塚 與四郎

(各通)

間崎 龍夫
奥村 正彦
越中 龍玄
溝口 隆
西山 長朝
山中 一郎
小坂 秀雄
佐藤 稔
高木 兼五郎
杉山 英男

海軍ニ於ケル造兵業務囑託ヲ解ク

八坂 猛

臺灣總督府交通局副參事
馬公警備府ニ於ケル事務ヲ囑託ス

小林 謙一

(各通)

電氣試験所技手
同 去來川 幸夫
上野 茂敏

海軍航空技術廠支廠ニ於ケル研究業務ヲ囑託シ部内
限委任官待遇トス

但シ報酬年額九百圓ヲ贈與ス

加藤 泰同

第四艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク

海軍省事務ヲ囑託シ部内限委任官待遇トス
波多野 完治
原井 覺雄

第百二海軍建築部ニ於ケル土木業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千貳百圓ヲ給シ部内限委任官待遇ト
ス

東北帝國大學名譽教授 矢部 長克
海軍省調査課兼南方政務部ニ於ケル事務ヲ囑託シ部
内限委任官待遇トス(以上社同)

(別紙様式)

番 號

昭和 年 月 日

(昭和十七年十一月六日海軍公報(部内限))

海軍省經理局長殿

獲得通貨及金銀塊保管高報告(區分)

(昭和 年十二月一日現在)

種 別	前回報告保管高	獲 得 高	處 理 高	保 管 高	記 事

備考

一 押收物件、沒收品、戦利品、拿捕品、捕獲品及獲得物件換價處分ノモノニ區分シ別紙トシ各三通ヲ送付スルコト

二 種別ハ通貨及金銀塊ニ大別シ通貨ハ更ニ其ノ貨幣ノ種類ニ細別スルコト

三 獲得高、處理高及保管高ハ通貨ニ在リテハ該貨幣ノ表示額、金銀塊ニ在リテハ重量ヲ以テ記入シ、處理高ニ付テハ造幣局輸納高、前渡資金ニ振替高及内地送付高ニ區分シタル適宜様式ノ内譯書ヲ添付スルコト

四 前號ノ内譯書中前渡資金ニ振替高ニハ邦貨換算額ヲモ附記スルコト

1335

(限 内 部)

海軍公報(部内限)號外

○辭令

○昭和十七年六月十五日

海軍司政長官

同 同 海軍大佐

小田成就 中村建城 水池亮 安藤榮城 島越新一 柴崎惠次 橋本象造 堀江義一郎 大林末雄 木下三雄 田中菊松 岩淵三次 有馬正文 松崎彰

昭和十七年十一月二日(月)
海軍大臣官房

堀内多雄 武田行武 花岡信道 鶴岡吉典 田原保 古川淳 磯部 小倉真二 佐藤四郎 伊藤良秋 末廣山巳 山内秀夫 富永昌三 小島齊志 大倉留三郎 田部 平井泰次 藤村白鷹

海軍公報(部内限)號外

1336

[illegible][illegible]

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jacar.go.jp>

[illegible]

(各通)

1340

1341

敍正七位

[illegible]

菅 恭彦
平 忠美
山本國夫
吉高成義
小林浩威
公文章信
赤松幹美
梅村孝
宮田壽
宮寺幸助
横森孝
村岡成一
有角利信
宮本藤正
山南一彦
宮崎盛治
内田高雄
長岡莞爾
大高忠
上野金一郎
敷島正夫

[illegible]

山尾清作 黒木幸一 三枝仁輔 宮本逸八 山根正雄 高野與三郎 山口光雄 齋藤薰 樋沢徳三郎 福井芳信 小先陸一 末永覺 高村直一 安成芳一 宮崎國松 中川康範 中島完藏 三輪利英 稻吉軍太 高橋辰雄 吉村福松

[illegible]

中村 松治
堀岡 優
熊野 政治郎
小助川 金五郎
小川 榮一
岩城 平八
井上 一作
森永 角一
小谷 三男
田中 傳八
東 光良
下山 三義
長田 國康
森 茂
梅澤 秋保
生駒 英一
北島 勇之助
橋田 魁百年
赤井 幸平
安藤 東吉
小森 政雄

1348

敘從七位

海軍主計特務中尉	沼本庄一郎
同	菅野松雄
同	花倉高壽
同	久津輪幸吉
同	栗野辰雄
同	河村春一
同	中島榮
同	樋口伍作
同	村田吉之助
同	石津梧樓
同	道場秀太郎
同	二宮清一
同	佐藤勇三郎
同	井俣勘二
同	増井三作
同	長瀬映一
同	岡村文平
同	大谷扇三
海軍主計兵曹長	渡邊瀧三郎
海軍屬	伊達三郎
海軍技手	

海軍少尉	平柳育郎
同	新藤尚男
同	江本義男
同	塩坂博
同	齋藤國三朗
同	仁禮精利
同	三浦節
同	山下卯兵衛
同	仙廣次
同	武田光雄
同	林美博
同	棚橋辰雄
同	松田光夫
同	小倉正保
同	松山六郎
同	森岡寛
同	竹馬静彦
同	大竹壽一
同	田中豊司
同	小尻義章
同	後宮俊夫

[illegible]